秋山菖蒲霊園一般墓地使用事項確認書

１．使用場所

秋山菖蒲霊園　自由式　第　　区画　第　　号

２．使用の目的

霊園は、焼骨（分骨は除く）の埋蔵の目的以外に使用することはできません。

３．永代使用料

使用料は、　　円とし、使用許可を受ける際に納付してください。

また、いかなる場合も使用料は還付できません。

ただし、使用許可を受けた日から６か月以内に、使用場所の返還をしたときに限り、既に納付された使用料に２分の１を乗じた額を還付できます。

４．霊園管理料

管理料は、年４，８６０円とし、毎年納入通知書を送付しますので、納期限までに納付してください。また、経済状況の変動等により管理料を変更する場合があります。

なお、管理料は使用開始または返還等が年度途中であっても、日割り計算はできません。

ただし、使用許可を受ける年度において使用許可を受けた日の属する月から年度終了までの期間が６月未満の場合の管理料は、年額に２分の１を乗じた額とします。

５．使用の譲渡または転貸の禁止

使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、または転貸することはできません。

６．届出等

次の各号のいずれかに該当する場合は、必ず市に届け出てください。

(1) 使用者の本籍・住所・氏名に異動が生じた場合

(2) 使用者が死亡して、霊園を承継しようとする者がある場合

(3) 焼骨を埋蔵または改葬しようとする場合

７．使用場所の返還

一般墓地が不用になったときは、原状に復して市に届け出てください。

８．使用許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

(1) 高萩市霊園使用条例または施行規則に違反したとき。

(2) 使用許可を受けた日から起算して２年を経過しても使用を開始しないとき。

(3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。

(4) ３年間管理料を納入しないとき。

(5) 死亡した日から起算して３年を経過しても使用者の地位を承継する者がいないとき。

(6) 住所不明になって７年を経過したとき。

(7) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

９．使用者の管理義務

使用者は、常に、その使用場所の清浄を維持してください。

また、墓碑等の転倒その他により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしなければなりません。

市では、使用場所内の清掃、草刈は行いません。

10．工事施工について

墓石等、霊園で工事を行う場合は、市に届け出て承認を得てください。

なお、設備等の制限と条件は次の各号のとおりです。

(1) 囲障の高さ（使用墓地前の通路面からの高さをいう。以下同じ。）は、１メートル以内とする。

(2) 盛土の高さは、１メートル以内とする。ただし、囲障の高さを超えてはならない。

(3) 墓碑その他の設備の高さは、３メートル以内とする。ただし、樹木は設備することができない。

以上のことを確認し、一般墓地の使用を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

署名　　印